

## 滋賀県無人ヘリコプター防除実施指導要領

平成5年2月18日 滋農普第201号  
滋賀県農林水産部長通知

一部改正 平成9年1月27日 滋農普第98号  
一部改正 平成10年10月21日 滋農普第1537号  
一部改正 平成11年3月31日 滋農普第397号  
一部改正 平成15年10月23日 滋環農第296号  
一部改正 平成19年5月1日 滋環農第143号

### 第1. 趣旨

この要領は、無人ヘリコプターを用いた防除を、人畜、農作物および周辺環境等に対する安全性を確保しつつ、適正に実施するため、実施主体等が遵守すべき事項について定める。

### 第2. 定義

この要領において、次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- (1) 「無人ヘリコプター」とは、人が乗って航空の用に供することができない遠隔誘導式小型回転翼機をいう。
- (2) 「実施主体」とは、市町、農業者の組織する団体等、無人ヘリコプターを用いた防除を組織的に実施し得るものをいう。

### 第3. 実施主体の遵守すべき事項

実施主体が無人ヘリコプターを用いて防除を行う際の要件は、農薬取締法、関係法令および第4から第7までに掲げる事項のほか、次のとおりとする。

#### (1) 実施計画の検討

実施計画策定にあたっては、事業に関係する機関・団体参集のもと、実施の必要性、実施区域、実施体制、危被害防止対策の内容、経済性等について協議を行い、必要に応じて市町または県関係機関等の指導および助言を受けること。

#### (2) 危被害防止のための広報等

実施区域に係る学校、病院等の公共施設、農畜産物生産管理者および居住者ならびに行政機関等に対し、事前に実施予定日時、区域、散布農薬等を連絡するなど広報等の徹底に努め、実施に際しての理解と協力を得るよう努めること。

また、天候等の事情により変更する場合も、その旨直ちに周知を図ること。

#### (3) 地上条件の整備

ア 散布区域、障害物の位置、周辺農作物、用排水路等散布飛行で留意する場所等、現場の状態がよく分かる程度の縮尺の地図を用いて、散布地図を正確に作成すること。

イ 無人ヘリコプターの操作要員（以下「操作要員」という。）との事前の打ち合わせを十分に行い、作業手順や散布順序等について意志疎通を図ること。

また、操作要員とともに、アの地図に基づき事前に実施区域の現地確認を行い、必要に応じて散布区域の見直しや区域等を示すための標識等の設置を行うこと。

ウ 作業実施時における風速の確認を行うこと。

#### (4) 電波障害の防止

電波障害による事故を防止するため、実施区域の周辺において防除を行なう無人ヘリコプターと連携をはかること。

#### (5) 記録の整備

別記様式により記録を整備するとともに、その実施区域にかかる市町等の関係機関から求めがあった場合は、これらの記録を提出すること。

### 第4. 実施の場所等

実施の場所（ヘリポートを含む）は、危被害防止対策が万全であり、かつ、無人ヘリコプターの特性が発揮し得る場所とする。

なお、次に掲げる事項については、特段の配慮を要するものとする。

- (1) 公衆衛生関係（家屋、学校、水道、水源等）、畜蚕水産関係（家畜、家きん、みつばち、蚕、

魚介類等水産動植物等)および野生動植物関係(天然記念物等の貴重な野生動植物)に対して危被害を発生させるおそれがないと認められること。

- (2) 操作要員、その他の作業者の安全を十分に確保するとともに、住民および交通等に対する安全についても配慮すること。
- (3) 対象作物に対する適正使用とともに散布対象ほ場周辺に栽培される他の農作物についても飛散することがないように十分留意すること。

#### 第5. 散布飛行の方法

散布飛行の方法は、次のとおりとする。

- (1) 風下から散布を開始する横風散布を基本とし、操作要員、周辺環境等への影響に十分配慮すること。
- (2) 次に掲げる事項について、無人ヘリコプター利用技術指導指針(平成3年4月22日3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知)に定める基準等を遵守すること。
  - ア 機種および散布装置
  - イ 飛行速度および飛行間隔
  - ウ 飛行高度
  - エ 散布の時間帯およびその場合の風速

#### 第6. 散布農薬

- (1) 散布農薬は、「滋賀県農作物病害虫雑草防除基準」に「無人ヘリコプター散布用農薬」として登載されたものの中から、地域の病害虫の種類と発生状況、防除回数等を考慮し選定すること。
- (2) 農薬は必要量のみ準備すること。
- (3) 機体や農薬調整に使用した容器等の洗浄は、周辺の河川等に影響を及ぼさないところで行い、その洗浄した水等については適切な処理を行うこと。

#### 第7. 操作要員

操作要員は、操作および農薬の散布に関する知識と技術を習得し、社団法人農林水産航空協会から「産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証」、「産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員認定証」、「産業用無人ヘリコプターオペレーター準指導員認定証」のいずれかの交付を受けた者とする。

#### 第8. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 別記様式

年度 無人ヘリコプター防除実施記録 実施主体名

作物名	実施月日	実施面積	対象病害虫名	散布農薬名	剤型	希釈倍率	散布量	機体数	備考
	月日～ 月日	ha				倍	リットル/10a	機	
	(延日)								

注：防除作業を委託した場合は、備考欄に業者名等を記載する。